

国住マ第14号
令和2年4月22日

登録講習機関

公益財団法人 マンション管理センター 理事長 殿

国土交通省住宅局市街地建築課長



マンション管理士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について
(第2報)

日頃より住宅行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

標記について、「マンション管理士講習における新型コロナウイルス感染症への対応について(令和2年2月28日付国住マ第43号)」により、4月末までマンション管理士講習の実施を控えることを要請するとともに、5月以降のマンション管理士講習の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知するとしていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第41条に規定するマンション管理士講習に係る登録講習機関である貴センターにおかれましては、受講者を集めた座学形式による講習の実施に代わる措置として、下記に示す自宅学習の方法により実施されるようお願いします。

なお、この取扱いは、新型コロナウイルス感染症への対応のためのものであって、平常時においてこれを適用することは認められないで、ご留意ください。

記

1. 講習は、教材を用いた自宅学習により行うものとする。
2. 講習機関は、受講者本人に対し、教本等必要な教材、学習報告書の様式及び効果測定書の様式を送付するものとする。
3. 講習を修了した受講者は、講習機関に対し、学習報告書及び記入済みの効果測定書を送付するものとする。
4. 学習報告書は、学習日時、受講者の署名を記載するものとする。
5. 講習機関は、受講者から送付された学習報告書及び記入済みの効果測定書を確認し、マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則別記様式第10号の2による修了証を送付するものとする。
6. 講習機関は、講義内容に関する受講者の質問に対し回答を送付するなど、適切に応答できる体制を確保するものとする。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局市街地建築課

マンション政策室 山本、芝

TEL : 03-5253-8509